

譲渡したことによる返納の場合、譲り受けた方が作成した「銃砲刀剣類の譲受届出書」の提出も必要です。

許 可 事 項 抹 消 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第8条第3項の規定により、失効し、又は取り消された許可に係る事項の抹消を以下のとおり申請します。

○ 年 ○ 月 ○ 日

秋田県公安委員会 殿

申 請 人	ふ り が な	あきた たろう	電 話 番 号
	氏 名	秋 田 太 郎 印	0 1 8 8 6 3 - ○ ○ ○ ○
許 可 証	許 可 証 等 の 番 号	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	
	交 付 年 月 日 等	○ 年 ○ 月 ○ 日 秋田県公安委員会	
抹 消 に 係 る 許 可	許 可 番 号	第 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 号	
	許 可 年 月 日	○ 年 ○ 月 ○ 日	
	許 可 者	秋田県公安委員会	
	銃 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 猟銃 <input type="checkbox"/> 空気銃	
抹消を受ける理由		譲渡	
銃の処分状況		日本一郎（秋田中央署第○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○号）へ譲渡	

- 銃砲店へ譲渡
- 警察署へ提出 など

- 備考
- 1 申請人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 2 銃の種類欄には、該当する銃種の□内にレ印を記入すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。